

(2) 地方自治法施行令第七十四条の四十九の二の規定による中核市の特例に係る読替

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）

※読替表の範囲：子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号。以下「整備法」という。）第六条（児童福祉法の一部改正）による改正条文及び地方自治法施行令第七十四条の二十六第七項の規定による読替を行う条文（当該条文が、地方自治法施行令第四十五条の三第一項又は第六項により特別な扱いが適用される場合は、その点も反映）

※凡例

【網掛け部分】 子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号。以下「整備法」という。）第六条（児童福祉法の一部改正）による改正部分

【波線部分】 当然読替（「都道府県」を「中核市」に、「都道府県知事」を「中核市の市長」に読替）

【傍線部分】 地方自治法施行令第七十四条の四十九の二第二項の規定による読替（※そのうち二重傍線部は、本政令による改正箇所）

【文字囲い部分】 地方自治法施行令第四百七条の四十九の二第三項により中核市について準用する同令第七十四条の二十六第五項前段の規定により同条第三項に規定する児童福祉審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する中核市に置かれる地方社会福祉審議会が、都道府県児童福祉審議会の権限を行使する規定

【取消部分（破線取消線）】 地方自治法施行令第七十四条の四十九の二第三項による同令第七十四条の二十六第六項の規定により適用されない規定

<p>地方自治法施行令第七十四条の四十九の二第二項の規定による読替後 (整備法第六条による改正後)</p>	<p>第二十五条の八 <u>中核市</u>の設置する福祉事務所の長は、第二十五条の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。</p> <p>一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。</p> <p>二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又</p>
<p>地方自治法施行令第七十四条の四十九の二第二項の規定による読替前 (整備法第六条による改正後)</p>	<p>第二十五条の八 <u>都道府県</u>の設置する福祉事務所の長は、第二十五条の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。</p> <p>一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。</p> <p>二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又</p>
<p>地方自治法施行令第七十四条の四十九の二第二項の規定による読替後 (整備法第六条による改正前)</p>	<p>第二十五条の八 <u>中核市</u>の設置する福祉事務所の長は、第二十五条の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。</p> <p>一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。</p> <p>二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又</p>
<p>地方自治法施行令第七十四条の四十九の二第二項の規定による読替前 (整備法第六条による改正前)</p>	<p>第二十五条の八 <u>都道府県</u>の設置する福祉事務所の長は、第二十五条の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。</p> <p>一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。</p> <p>二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又</p>

は社会福祉主事に指導させることと。

三 保育の利用等（助産の実施、母子保護の実施又は保育の利用若しくは第二十四条第五項の規定による措置をいう。以下同じ。）が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の利用等に係る中核市又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る中核市の市長に報告すること。

五 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知することと。

第三十三条の四 中核市の市長、市町村長、福祉事務所長又は児童相

は社会福祉主事に指導させることと。

三 保育の利用等（助産の実施、母子保護の実施又は保育の利用若しくは第二十四条第五項の規定による措置をいう。以下同じ。）が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

五 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知することと。

第三十三条の四 都道府県知事、市町村長、福祉事務所長又は児童相

は社会福祉主事に指導させることと。

三 助産の実施、母子保護の実施又は保育の実施（以下「保育の実施等」という。）が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の実施等に係る中核市又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る中核市の市長に報告すること。

五 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知することと。

第三十三条の四 中核市の市長、市町村長、福祉事務所長又は児童相

は社会福祉主事に指導させることと。

三 助産の実施、母子保護の実施又は保育の実施（以下「保育の実施等」という。）が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の実施等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

五 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知することと。

第三十三条の四 都道府県知事、市町村長、福祉事務所長又は児童相

談所長は、次の各号に掲げる措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

一 第二十一条の六、第二十四条第五項及び第六項、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号並びに第二十七条第一項第二号の措置 当該措置に係る児童の保護者

談所長は、次の各号に掲げる措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

一 第二十一条の六、第二十四条第五項及び第六項、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号並びに第二十七条第一項第二号の措置 当該措置に係る児童の保護者

所長は、次の各号に掲げる措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

一 第二十一条の六、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の措置 当該措置に係る児童の保護者
二 助産の実施 当該助産の実施

談所長は、次の各号に掲げる措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

一 第二十一条の六、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の措置 当該措置に係る児童の保護者
二 助産の実施 当該助産の実施

二 助産の実施 当該助産の実施に係る妊産婦

三 母子保護の実施 当該母子保護の実施に係る児童の保護者

四 第二十七条第一項第三号及び第二項の措置 当該措置に係る児童の親権を行う者又はその未成年後見人

五 児童自立生活援助の実施 児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等

第三十四条の十八 国、都道府県及び中核市以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を中核市の市長に届け出て、病児保育事業を行うことができる。

② 国、都道府県及び中核市以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を中核市の市長に届け出なければなら

二 助産の実施 当該助産の実施に係る妊産婦

三 母子保護の実施 当該母子保護の実施に係る児童の保護者

四 第二十七条第一項第三号及び第二項の措置 当該措置に係る児童の親権を行う者又はその未成年後見人

五 児童自立生活援助の実施 児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等

第三十四条の十八 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、病児保育事業を行うことができる。

② 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

三 母子保護の実施及び保育の実施 当該母子保護の実施又は保育の実施に係る児童の保護者

四 第二十七条第一項第三号及び第二項の措置 当該措置に係る児童の親権を行う者又はその未成年後見人

五 児童自立生活援助の実施 児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等

第三十四条の十八 家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業による保育を行うことを希望する保護者の家庭的保育者の選択及び家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

三 母子保護の実施及び保育の実施 当該母子保護の実施又は保育の実施に係る児童の保護者

四 第二十七条第一項第三号及び第二項の措置 当該措置に係る児童の親権を行う者又はその未成年後見人

五 児童自立生活援助の実施 児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等

第三十四条の十八 家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業による保育を行うことを希望する保護者の家庭的保育者の選択及び家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

ない。

③ 国、都道府県及び中核市以外の者は、病児保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を中核市の市長に届け出なければならぬ。

第三十四条の十八の二 中核市の市長は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、病児保育事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(※自治令第七十四條の四十九の二第一項第十七号により中核市が事業を行う場合を除く。)

② 第十八條の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 国及び都道府県以外の者は、病児保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第三十四条の十八の二 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、病児保育事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八條の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(新設)

(新設)

③ 中核市の市長は、病児保育事業を行う者が、この法律若しくはこれらに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

(※中核市が行う場合を除く。)

第三十五条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。）を設置するものとする。

② 中核市は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。以下この条、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条第九号、第五十一条第七号、第五十六条の二、

③ 都道府県知事は、病児保育事業を行う者が、この法律若しくはこれらに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十五条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。）を設置するものとする。

② 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。以下この条、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条第九号、第五十一条第七号、第五十六条の二、

第三十五条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設及び保育所を除く。）を設置するものとする。

② 中核市は、政令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。

第三十五条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設及び保育所を除く。）を設置するものとする。

② 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。

第五十七条及び第五十八条において同じ。)を設置しなければなら
ない。

(※自治令第七百七十四条の四十九の
二第一項第十八号の規定により助
産施設、母子生活支援施設及び保
育所のみ設置義務有り。)

③ 中核市以外の市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を中核市の市長に届け出て、助産施設、母子生活支援施設及び保育所を設置することができる。

④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、中核市の市長の認可を得て、助産施設、母子生活支援施設及び保育所を設置することができる。

(※自治令第七百七十四条の四十九の
二第一項第十八号の規定により助
産施設、母子生活支援施設及び保
育所のみ設置認可できる。)

、第五十七条及び第五十八条において同じ。)を設置しなければなら
ない。

③ 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

、第五十七条及び第五十八条において同じ。)を設置しなければなら
ない。

③ 中核市以外の市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を中核市の市長に届け出て、助産施設、母子生活支援施設及び保育所を設置することができる。

④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、中核市の市長の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

、第五十七条及び第五十八条において同じ。)を設置しなければなら
ない。

③ 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

⑤ 中核市の市長は、保育所に関する前項の認可の申請があつたときは、第四十五条第一項の条例で定める基準（保育所に係るものに限る。第八項において同じ。）に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

- 一 当該保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。
- 二 当該保育所の経営者（その者が法人である場合にあつては、経営担当役員とする。）が社会的信望を有すること。
- 三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

四 次のいずれにも該当しないこと。

⑤ 都道府県知事は、保育所に関する前項の認可の申請があつたときは、第四十五条第一項の条例で定める基準（保育所に係るものに限る。第八項において同じ。）に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

- 一 当該保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。
- 二 当該保育所の経営者（その者が法人である場合にあつては、経営担当役員とする。）が社会的信望を有すること。
- 三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に
処せられ、その執行を終わり
、又は執行を受けることがな
くなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他
国民の福祉若しくは学校教育
に関する法律で政令で定める
ものの規定により罰金の刑に
処せられ、その執行を終わり
、又は執行を受けることがな
くなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法
律の規定であつて政令で定め
るものにより罰金の刑に処せ
られ、その執行を終わり、又
は執行を受けることがなくな
るまでの者であるとき。

ニ 申請者が、第五十八条第一
項の規定により認可を取り消
され、その取消しの日から起
算して五年を経過しない者（
当該認可を取り消された者が
法人である場合においては、

イ 申請者が、禁錮以上の刑に
処せられ、その執行を終わり
、又は執行を受けることがな
くなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他
国民の福祉若しくは学校教育
に関する法律で政令で定める
ものの規定により罰金の刑に
処せられ、その執行を終わり
、又は執行を受けることがな
くなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法
律の規定であつて政令で定め
るものにより罰金の刑に処せ
られ、その執行を終わり、又
は執行を受けることがなくな
るまでの者であるとき。

ニ 申請者が、第五十八条第一
項の規定により認可を取り消
され、その取消しの日から起
算して五年を経過しない者（
当該認可を取り消された者が
法人である場合においては、

当該取消しの処分に係る行政
手続法第十五条の規定による
通知があつた日前六十日以内
に当該法人の役員等であつた
者で当該取消しの日から起算
して五年を経過しないものを
含み、当該認可を取り消され
た者が法人でない場合におい
ては、当該通知があつた日前
六十日以内に当該保育所の管
理者であつた者で当該取消し
の日から起算して五年を経過
しないものを含む。）である
とき。ただし、当該認可の取
消しが、保育所の設置の認可
の取消しのうち当該認可の取
消しの処分の理由となつた事
実及び当該事実の発生を防止
するための当該保育所の設置
者による業務管理体制の整備
についての取組の状況その他
の当該事実に関して当該保育
所の設置者が有していた責任

当該取消しの処分に係る行政
手続法第十五条の規定による
通知があつた日前六十日以内
に当該法人の役員等であつた
者で当該取消しの日から起算
して五年を経過しないものを
含み、当該認可を取り消され
た者が法人でない場合におい
ては、当該通知があつた日前
六十日以内に当該保育所の管
理者であつた者で当該取消し
の日から起算して五年を経過
しないものを含む。）である
とき。ただし、当該認可の取
消しが、保育所の設置の認可
の取消しのうち当該認可の取
消しの処分の理由となつた事
実及び当該事実の発生を防止
するための当該保育所の設置
者による業務管理体制の整備
についての取組の状況その他
の当該事実に関して当該保育
所の設置者が有していた責任

の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととするものが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しな

の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととするものが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しな

いこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

へ 申請者が、第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第四十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を

いこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

へ 申請者が、第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第四十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を

行うか否かの決定をすること
が見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより
都道府県知事が当該申請者に
当該検査が行われた日から十日
以内に特定の日を通知した
場合における当該特定の日を
いう。)までの間に第十二項
の規定による保育所の廃止を
した者(当該廃止について相
当の理由がある者を除く。)
で、当該保育所の廃止の承認
の日から起算して五年を経過
しないものであるとき。

チ へに規定する期間内に第十二項の規定による保育所の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人(当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない

行うか否かの決定をすること
が見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより
都道府県知事が当該申請者に
当該検査が行われた日から十日
以内に特定の日を通知した
場合における当該特定の日を
いう。)までの間に第十二項
の規定による保育所の廃止を
した者(当該廃止について相
当の理由がある者を除く。)
で、当該保育所の廃止の承認
の日から起算して五年を経過
しないものであるとき。

チ へに規定する期間内に第十二項の規定による保育所の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人(当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない

保育所（当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

又 申請者が、法人で、その役員等の中にイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

⑥ 中核市の市長は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、都

道府県児童福祉審議会の意見を聴

保育所（当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

又 申請者が、法人で、その役員等の中にイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

⑥ 都道府県知事は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、都

道府県児童福祉審議会の意見を聴

かなければならない。

⑦ 中核市の市長は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認可の申請に係る保育所が所在する市町村の長に協議しなければならぬ。

(※空振り規定)

⑧ 中核市の市長は、第五項に基づく審査の結果、その申請が第四十五条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その設置者が第五項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第四項の認可をするものとする。ただし、中核市の市長は、当該申請に係る保育所の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該中核市が定

かなければならない。

⑦ 都道府県知事は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認可の申請に係る保育所が所在する市町村の長に協議しなければならぬ。

⑧ 都道府県知事は、第五項に基づく審査の結果、その申請が第四十五条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その設置者が第五項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第四項の認可をするものとする。ただし、都道府県知事は、当該申請に係る保育所の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により当該都道府県が

める区域とする。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、同法第六十一条第一項の規定により当該核市が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該区域の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る保育所の設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場

定める区域とする。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、同法第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る保育所の設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合として厚生労働省令で定める場

合に該当すると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。

⑨ 中核市の市長は、保育所に関する第四項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。

⑩ 児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができない。

⑪ 中核市以外の市町村は、助産施設又は母子生活支援施設を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、保育所を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の三月前までに、厚生労働省令で定める事項を中核市の市長に届け出なければならない。

⑫ 国、都道府県及び市町村以外の者は、助産施設、母子生活支援施設又は保育所を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省

令で定める場合に該当すると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。

⑨ 都道府県知事は、保育所に関する第四項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。

⑩ 児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができない。

⑪ 市町村は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前（当該児童福祉施設が保育所である場合には三月前）までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

⑫ 国、都道府県及び市町村以外の者は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、

⑤ 児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができない。

⑥ 中核市以外の市町村は、助産施設、母子生活支援施設及び保育所を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を中核市の市長に届け出なければならない。

⑦ 国、都道府県及び市町村以外の者は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、

⑤ 児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができない。

⑥ 市町村は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

⑦ 国、都道府県及び市町村以外の者は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、

令の定めるところにより、中核市の市長の承認を受けなければならぬ。

(※自治令第七百七十四条の四十九の二第一項第十八号の規定により助産施設、母子生活支援施設及び保育所の廃止承認のみ受付可)

第四十五条 中核市は、助産施設、

母子生活支援施設及び保育所(これらのうち都道府県が設置するものを除く。)の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

(※自治令第七百七十四条の四十九の二第一項第十九号の規定により助産施設、母子生活支援施設及び保育所に係る設備運営基準のみ制定可能)

都道府県知事の承認を受けなければならぬ。

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

中核市の市長の承認を受けなければならぬ。

第四十五条 中核市は、助産施設、

母子生活支援施設及び保育所(これらのうち都道府県が設置するものを除く。)の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

都道府県知事の承認を受けなければならぬ。

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 中核市が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

- 一 助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）に配置する従業者及びその員数
- 二 助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）に係る居室及び病室の床面積その他助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 助産施設、母子生活支援施設

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

- 一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数
- 二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 児童福祉施設の運営に関する

② 中核市が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

- 一 助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）に配置する従業者及びその員数
- 二 助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）に係る居室及び病室の床面積その他助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 助産施設、母子生活支援施設

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

- 一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数
- 二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 児童福祉施設の運営に関する

<p>及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</p> <p>③ 助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。</p> <p>④ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。</p> <p>（改正無しのため省略）</p>	<p>事項であつて、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</p> <p>③ 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。</p> <p>④ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。</p> <p>（改正無しのため省略）</p>	<p>及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）の運営に関する事項であつて、児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</p> <p>③ 助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。</p> <p>④ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。</p> <p>第四十六条 中核市の市長は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、助産施設、母</p>	<p>事項であつて、児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</p> <p>③ 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。</p> <p>④ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。</p> <p>第四十六条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設</p>
--	--	--	--

子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（※自治令第七十四条の四十九の二第一項第二十号により中核市が助産施設、母子生活支援施設及び保育所を設置する場合を除く。）

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 中核市の市長は、助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、

の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童

必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

(※自治令第七十四条の四十九の二第一項第二十号により中核市が助産施設、母子生活支援施設及び保育所を設置する場合を除く。)

④ 中核市の市長は、助産施設、母子生活支援施設及び保育所(これらのうち都道府県が設置するものを除く。)の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

(※自治令第七十四条の四十九の二第一項第二十号により中核市が助産施設、母子生活支援施設及び保育所を設置する場合を除く。)

福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

④ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

第四十六条の二 児童福祉施設の長は、中核市の市長又は市町村長（第三十二条第三項の規定により第二十四条第五項又は第六項の規定による措置に関する権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会）からこの法律の規定に基づく措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施のための委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

② 保育所若しくは認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者は、第二十四条第三項の規定により行われる調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第四十六条の二 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長（第三十二条第三項の規定により第二十四条第五項又は第六項の規定による措置に関する権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会）からこの法律の規定に基づく措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施のための委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

② 保育所若しくは認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者は、第二十四条第三項の規定により行われる調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第四十六条の二 児童福祉施設の長は、中核市の市長又は市町村長（第三十二条第三項の規定により保育所における保育を行うことの権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会）からこの法律の規定に基づく措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施のための委託若しくは保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第四十六条の二 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長（第三十二条第三項の規定により保育所における保育を行うことの権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会）からこの法律の規定に基づく措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施のための委託若しくは保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第四十七条 児童福祉施設の長は、

入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

(※自治令第七十四条の四十九の二第一項第十三号の規定により中核市に下りない事務)

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得

第四十七条 児童福祉施設の長は、

入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得

第四十七条 児童福祉施設の長は、

入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

(※自治令第七十四条の四十九の二第一項第十三号の規定により中核市に下りない事務)

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得

第四十七条 児童福祉施設の長は、

入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得

なければならない。

(※自治令第七十四条の四十九の二第一項第十三号の規定により中核市に下りない事務)

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合

なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合

なければならない。

(※自治令第七十四条の四十九の二第一項第十三号の規定により中核市に下りない事務)

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合

なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合

において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六、第二十四条第五項若しくは第六項若しくは第二十七条第一項第三号の措置、助産の実施若しくは母子保護の実施又は当該児童に係る子ども・子育て支援法第二十条第四項に規定する支給認定を行った中核市又は市町村の長に報告しなければならぬ。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 一 都道府県児童福祉審議会に要する費用

(※中核市で都道府県児童福祉審議会が行う事務は無く費用も発生しないため、空振り規定となる。)

において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六、第二十四条第五項若しくは第六項若しくは第二十七条第一項第三号の措置、助産の実施若しくは母子保護の実施又は当該児童に係る子ども・子育て支援法第二十条第四項に規定する支給認定を行った都道府県又は市町村の長に報告しなければならぬ。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 一 都道府県児童福祉審議会に要する費用

において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行った都道府県又は市町村の長に報告しなければならぬ。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 一 都道府県児童福祉審議会に要する費用

(※中核市で都道府県児童福祉審議会が行う事務は無く費用も発生しないため、空振り規定となる。)

において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行った都道府県又は市町村の長に報告しなければならぬ。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 一 都道府県児童福祉審議会に要する費用

二 児童福祉司及び児童委員に要する費用

三 児童相談所に要する費用（第九号の費用を除く。）

四 削除

五 第二十条の措置に要する費用

五の二 第二十一条の五の事業の実施に要する費用

六 都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。次号及び次条第三号において同じ。）

二 児童福祉司及び児童委員に要する費用

三 児童相談所に要する費用（第九号の費用を除く。）

四 削除

五 第二十条の措置に要する費用

五の二 第二十一条の五の事業の実施に要する費用

六 都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。次号及び次条第三号において同じ。）

二 児童福祉司及び児童委員に要する費用

三 児童相談所に要する費用（第九号の費用を除く。）

四 削除

五 第二十条の措置に要する費用

五の二 第二十一条の五の事業の実施に要する費用

六 都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。第六号の三及び次条第三号において同じ。）

六の二 都道府県の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用（保育所における保育を行うことにつき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。次条第四

二 児童福祉司及び児童委員に要する費用

三 児童相談所に要する費用（第九号の費用を除く。）

四 削除

五 第二十条の措置に要する費用

五の二 第二十一条の五の事業の実施に要する費用

六 都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。第六号の三及び次条第三号において同じ。）

六の二 都道府県の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用（保育所における保育を行うことにつき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。次条第四

<p>六の二 都道府県が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用</p>	<p>六の三 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費（以下「障害児入所給付費等」という。）の支給に要する費用</p>	<p>七 都道府県が、第二十七条第一項第三号に規定する措置を採つた場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四十五条第一項又は第四十五条の二第二項の基準を維持するために要する費用（国の設置する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後</p>	
<p>六の二 都道府県が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用</p>	<p>六の三 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費（以下「障害児入所給付費等」という。）の支給に要する費用</p>	<p>七 都道府県が、第二十七条第一項第三号に規定する措置を採つた場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四十五条第一項又は第四十五条の二第二項の基準を維持するために要する費用（国の設置する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後</p>	
<p>号及び第五号並びに第五十六条第三項において同じ。）</p>	<p>六の三 都道府県が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用</p>	<p>六の四 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費（以下「障害児入所給付費等」という。）の支給に要する費用</p>	<p>七 都道府県が、第二十七条第一項第三号に規定する措置を採つた場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四十五条第一項又は第四十五条の二第二項の基準を維持するために要する費用（国の設置する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後</p>
<p>号及び第五号並びに第五十六条第三項において同じ。）</p>	<p>六の三 都道府県が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用</p>	<p>六の四 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費（以下「障害児入所給付費等」という。）の支給に要する費用</p>	<p>七 都道府県が、第二十七条第一項第三号に規定する措置を採つた場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四十五条第一項又は第四十五条の二第二項の基準を維持するために要する費用（国の設置する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後</p>

に要する費用を除く。)

七の二 都道府県が、第二十七条第二項に規定する措置を採った場合において、委託及び委託後の治療等に要する費用

七の三 都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用

八 一時保護に要する費用

九 児童相談所の設備並びに都道府県の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

(※自治令第七十四条の四十九の二第一項第二十一号の規定により中核市に下りない事務(第二号の費用のうち児童委員に要する費用並びに第五号及び第五号の二の費用を除く。)

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害

に要する費用を除く。)

七の二 都道府県が、第二十七条第二項に規定する措置を採った場合において、委託及び委託後の治療等に要する費用

七の三 都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用

八 一時保護に要する費用

九 児童相談所の設備並びに都道府県の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害

に要する費用を除く。)

七の二 都道府県が、第二十七条第二項に規定する措置を採った場合において、委託及び委託後の治療等に要する費用

七の三 都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用

八 一時保護に要する費用

九 児童相談所の設備並びに都道府県の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

(※自治令第七十四条の四十九の二第一項第二十一号の規定により中核市に下りない事務(第二号の費用のうち児童委員に要する費用並びに第五号及び第五号の二の費用を除く。)

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害

に要する費用を除く。)

七の二 都道府県が、第二十七条第二項に規定する措置を採った場合において、委託及び委託後の治療等に要する費用

七の三 都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用

八 一時保護に要する費用

九 児童相談所の設備並びに都道府県の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害

児通所給付費又は肢体不自由児
通所医療費の支給に要する費用
二 第二十一条の六の措置に要す
る費用

三 市町村が行う助産の実施又は
母子保護の実施に要する費用

四 第二十四条第五項又は第六項

の措置（都道府県若しくは市町
村の設置する保育所若しくは幼
保連携型認定こども園又は都道
府県若しくは市町村の行う家庭
的保育事業等に係るものに限る
。）に要する費用

五 第二十四条第五項又は第六項

の措置（都道府県及び市町村以
外の者の設置する保育所若しく
は幼保連携型認定こども園又は
都道府県及び市町村以外の者の
行う家庭的保育事業等に係るも
のに限る。）に要する費用

児通所給付費又は肢体不自由児
通所医療費の支給に要する費用
二 第二十一条の六の措置に要す
る費用

三 市町村が行う助産の実施又は
母子保護の実施に要する費用（
都道府県の設置する助産施設又
は母子生活支援施設に係るもの
を除く。）

四 第二十四条第五項又は第六項

の措置（都道府県若しくは市町
村の設置する保育所若しくは幼
保連携型認定こども園又は都道
府県若しくは市町村の行う家庭
的保育事業等に係るものに限る
。）に要する費用

五 第二十四条第五項又は第六項

の措置（都道府県及び市町村以
外の者の設置する保育所若しく
は幼保連携型認定こども園又は
都道府県及び市町村以外の者の
行う家庭的保育事業等に係るも
のに限る。）に要する費用

児通所給付費又は肢体不自由児
通所医療費の支給に要する費用
二 第二十一条の六の措置に要す
る費用

三 市町村が行う助産の実施又は
母子保護の実施に要する費用

四 都道府県及び市町村の設置す

る保育所における保育を行うこ
とに要する保育費用

五 都道府県及び市町村以外の者

の設置する保育所における保育
を行うことに要する保育費用

児通所給付費又は肢体不自由児
通所医療費の支給に要する費用
二 第二十一条の六の措置に要す
る費用

三 市町村が行う助産の実施又は
母子保護の実施に要する費用（
都道府県の設置する助産施設又
は母子生活支援施設に係るもの
を除く。）

四 市町村の設置する保育所にお

ける保育を行うことに要する保
育費用

五 都道府県及び市町村以外の者

の設置する保育所における保育
を行うことに要する保育費用

六 障害児相談支援給付費又は特
例障害児相談支援給付費の支給
に要する費用

七 市町村の設置する児童福祉施
設の設備及び職員の養成施設に
要する費用

八 市町村児童福祉審議会に要す
る費用

第五十五条 都道府県は、第五十一
条第一号から第三号まで、第五号
及び第六号の費用に対しては、政
令の定めるところにより、その四
分の一を負担しなければならない

六 障害児相談支援給付費又は特
例障害児相談支援給付費の支給
に要する費用

七 市町村の設置する児童福祉施
設の設備及び職員の養成施設に
要する費用

八 市町村児童福祉審議会に要す
る費用

第五十五条 都道府県は、第五十一
条第一号から第三号まで、第五号
及び第六号の費用に対しては、政
令の定めるところにより、その四
分の一を負担しなければならない

六 障害児相談支援給付費又は特
例障害児相談支援給付費の支給
に要する費用

七 子育て短期支援事業の実施に
要する費用

八 乳児家庭全戸訪問事業の実施
に要する費用

九 養育支援訪問事業の実施に要
する費用

十 家庭的保育事業の実施に要す
る費用

十一 市町村の設置する児童福祉
施設の設備及び職員の養成施設
に要する費用

十二 市町村児童福祉審議会に要
する費用

第五十五条 都道府県は、第五十一
条第一号から第三号まで、第五号
及び第六号の費用に対しては、政
令の定めるところにより、その四
分の一を負担しなければならない

六 障害児相談支援給付費又は特
例障害児相談支援給付費の支給
に要する費用

七 子育て短期支援事業の実施に
要する費用

八 乳児家庭全戸訪問事業の実施
に要する費用

九 養育支援訪問事業の実施に要
する費用

十 家庭的保育事業の実施に要す
る費用

十一 市町村の設置する児童福祉
施設の設備及び職員の養成施設
に要する費用

十二 市町村児童福祉審議会に要
する費用

第五十五条 都道府県は、第五十一
条第一号から第三号まで、第五号
及び第六号の費用に対しては、政
令の定めるところにより、その四
分の一を負担しなければならない

※自治令第七十四條の四十九の
二第一項第二十二号の規定により
中核市に下りない事務)

第五十六條 第四十九條の二に規定する費用を国庫が支弁した場合においては、厚生労働大臣は、本人又はその扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、中核市の市長の認定するその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

② 第五十條第五号、第六号、第六号の三及び第七号から第七号の三までに規定する費用を支弁した中核市又は第五十一條第二号及び第三号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

第五十六條 第四十九條の二に規定する費用を国庫が支弁した場合においては、厚生労働大臣は、本人又はその扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、都道府県知事の認定するその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

② 第五十條第五号、第六号、第六号の三及び第七号から第七号の三までに規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一條第二号及び第三号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

第五十六條 第四十九條の二に規定する費用を国庫が支弁した場合においては、厚生労働大臣は、本人又はその扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、中核市の市長の認定するその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

② 第五十條第五号、第六号、第六号の三及び第七号から第七号の三までに規定する費用を支弁した中核市又は第五十一條第二号及び第三号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

第五十六條 第四十九條の二に規定する費用を国庫が支弁した場合においては、厚生労働大臣は、本人又はその扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、都道府県知事の認定するその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

② 第五十條第五号、第六号、第六号の三及び第七号から第七号の三までに規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一條第二号及び第三号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

(※自治令第百七十四条の四十九の二第一項第二十一号の規定により法第五十条第一号、第二号のうち児童福祉司に要する費用、第三号、第四号(削除)、第六号から第九号までは、中核市に下りない事務)

③ 第五十一条第四号又は第五号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

④ 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人

(※自治令第百七十四条の四十九の二第一項第二十一号の規定により法第五十条第一号、第二号のうち児童福祉司に要する費用、第三号、第四号(削除)、第六号から第九号までは、中核市に下りない事務)

③ 第五十一条第四号又は第五号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

④ 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人

(※自治令第百七十四条の四十九の二第一項第二十一号の規定により法第五十条第一号、第二号のうち児童福祉司に要する費用、第三号、第四号(削除)、第六号から第九号までは、中核市に下りない事務)

③ 第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第五十一条第四号若しくは第五号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

④ 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人

(※自治令第百七十四条の四十九の二第一項第二十一号の規定により法第五十条第一号、第二号のうち児童福祉司に要する費用、第三号、第四号(削除)、第六号から第九号までは、中核市に下りない事務)

③ 第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第五十一条第四号若しくは第五号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

④ 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人

に委託することができる。

- ⑤ 第二十一条の五に規定する医療の給付を行う場合においては、当該措置に要する費用を支弁すべき中核市の市長は、本人又はその扶養義務者に対して、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を同条に規定する医療の給付を行う医療機関（次項において「医療機関」という。）に支払うべき旨を命ずることができる。

- ⑥ 本人又はその扶養義務者が前項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を医療機関に支払ったときは、当該医療機関の中核市に対する当該費用に係る請求権は、その限度において消滅するものとする。

- ⑦ 第五項に規定する措置が行われた場合において、本人又はその扶養義務者が、これらの規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を支払わなかったため

に委託することができる。

- ⑤ 第二十一条の五に規定する医療の給付を行う場合においては、当該措置に要する費用を支弁すべき都道府県の知事は、本人又はその扶養義務者に対して、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を同条に規定する医療の給付を行う医療機関（次項において「医療機関」という。）に支払うべき旨を命ずることができる。

- ⑥ 本人又はその扶養義務者が前項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を医療機関に支払ったときは、当該医療機関の都道府県に対する当該費用に係る請求権は、その限度において消滅するものとする。

- ⑦ 第五項に規定する措置が行われた場合において、本人又はその扶養義務者が、これらの規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を支払わなかったため

に委託することができる。

- ⑤ 第二十一条の五に規定する医療の給付を行う場合においては、当該措置に要する費用を支弁すべき中核市の市長は、本人又はその扶養義務者に対して、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を同条に規定する医療の給付を行う医療機関（次項において「医療機関」という。）に支払うべき旨を命ずることができる。

- ⑥ 本人又はその扶養義務者が前項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を医療機関に支払ったときは、当該医療機関の中核市に対する当該費用に係る請求権は、その限度において消滅するものとする。

- ⑦ 第五項に規定する措置が行われた場合において、本人又はその扶養義務者が、これらの規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を支払わなかったため

に委託することができる。

- ⑤ 第二十一条の五に規定する医療の給付を行う場合においては、当該措置に要する費用を支弁すべき都道府県の知事は、本人又はその扶養義務者に対して、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を同条に規定する医療の給付を行う医療機関（次項において「医療機関」という。）に支払うべき旨を命ずることができる。

- ⑥ 本人又はその扶養義務者が前項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を医療機関に支払ったときは、当該医療機関の都道府県に対する当該費用に係る請求権は、その限度において消滅するものとする。

- ⑦ 第五項に規定する措置が行われた場合において、本人又はその扶養義務者が、これらの規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を支払わなかったため

、中核市においてその費用を支弁したときは、中核市の市長は、本人又はその扶養義務者からその支払わなかつた額を徴収することができる。

⑧ 中核市の市長又は市町村長は、第一項の規定による負担能力の認定、第二項若しくは第三項の規定による費用の徴収又は第五項の規定による費用の支払の命令に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

⑨ 第一項から第三項まで又は第七項の規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の中核市又は市町村に嘱託することができる。

⑩ 第一項から第三項まで又は第七項の規定により徴収される費用を

、都道府県においてその費用を支弁したときは、都道府県知事は、本人又はその扶養義務者からその支払わなかつた額を徴収することができる。

⑧ 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による負担能力の認定、第二項若しくは第三項の規定による費用の徴収又は第五項の規定による費用の支払の命令に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

⑨ 第一項から第三項まで又は第七項の規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の中核市又は市町村に嘱託することができる。

⑩ 第一項から第三項まで又は第七項の規定により徴収される費用を

、中核市においてその費用を支弁したときは、中核市の市長は、本人又はその扶養義務者からその支払わなかつた額を徴収することができる。

⑧ 中核市の市長又は市町村長は、第一項の規定による負担能力の認定、第二項若しくは第三項の規定による費用の徴収又は第五項の規定による費用の支払の命令に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

⑨ 第一項から第三項まで又は第七項の規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。

⑩ 第一項から第三項まで又は第七項の規定により徴収される費用を

、都道府県においてその費用を支弁したときは、都道府県知事は、本人又はその扶養義務者からその支払わなかつた額を徴収することができる。

⑧ 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による負担能力の認定、第二項若しくは第三項の規定による費用の徴収又は第五項の規定による費用の支払の命令に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

⑨ 第一項から第三項まで又は第七項の規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。

⑩ 第一項から第三項まで又は第七項の規定により徴収される費用を

、指定の期限内に納付しない者が
あるときは、第一項に規定する費
用については国税の、第二項、第
三項又は第七項に規定する費用に
ついては地方税の滞納処分の例に
より処分することができる。この
場合における徴収金の先取特権の
順位は、国税及び地方税に次ぐも
のとする。

⑪ 保育所又は幼保連携型認定こ
ども園の設置者が、次の各号に掲げ
る乳児又は幼児の保護者から、善
良な管理者と同一の注意をもつて
、当該各号に定める額のうち当該
保護者が当該保育所又は幼保連携
型認定こども園に支払うべき金額
に相当する金額の支払を受けるこ
とに努めたにもかかわらず、なお
当該保護者が当該金額の全部又は
一部を支払わない場合において、
当該保育所又は幼保連携型認定こ
ども園における保育に支障が生じ
、又は生ずるおそれがあり、かつ

、指定の期限内に納付しない者が
あるときは、第一項に規定する費
用については国税の、第二項、第
三項又は第七項に規定する費用に
ついては地方税の滞納処分の例に
より処分することができる。この
場合における徴収金の先取特権の
順位は、国税及び地方税に次ぐも
のとする。

⑪ 保育所又は幼保連携型認定こ
ども園の設置者が、次の各号に掲げ
る乳児又は幼児の保護者から、善
良な管理者と同一の注意をもつて
、当該各号に定める額のうち当該
保護者が当該保育所又は幼保連携
型認定こども園に支払うべき金額
に相当する金額の支払を受けるこ
とに努めたにもかかわらず、なお
当該保護者が当該金額の全部又は
一部を支払わない場合において、
当該保育所又は幼保連携型認定こ
ども園における保育に支障が生じ
、又は生ずるおそれがあり、かつ

、指定の期限内に納付しない者が
あるときは、第一項に規定する費
用については国税の、第二項、第
三項又は第七項に規定する費用に
ついては地方税の滞納処分の例に
より処分することができる。この
場合における徴収金の先取特権の
順位は、国税及び地方税に次ぐも
のとする。

、指定の期限内に納付しない者が
あるときは、第一項に規定する費
用については国税の、第二項、第
三項又は第七項に規定する費用に
ついては地方税の滞納処分の例に
より処分することができる。この
場合における徴収金の先取特権の
順位は、国税及び地方税に次ぐも
のとする。

、市町村が第二十四条第一項の規定により当該保育所における保育を行うため必要であると認めるとき又は同条第二項の規定により当該幼児保育型認定こども園における保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該設置者の請求に基づき、地方税の滞納処分为例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一 子ども・子育て支援法第二十七條第一項に規定する特定教育

・保育を受けた乳児又は幼児

同条第三項第一号に掲げる額から同条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第二十八條第二項第一号の規定による特例施設型給付費の額及び同号に規定する政令で定め

、市町村が第二十四条第一項の規定により当該保育所における保育を行うため必要であると認めるとき又は同条第二項の規定により当該幼児保育型認定こども園における保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該設置者の請求に基づき、地方税の滞納処分为例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一 子ども・子育て支援法第二十七條第一項に規定する特定教育

・保育を受けた乳児又は幼児

同条第三項第一号に掲げる額から同条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第二十八條第二項第一号の規定による特例施設型給付費の額及び同号に規定する政令で定め

る額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）の合計額

二 子ども・子育て支援法第二十八條第一項第二号に規定する特別利用保育を受けた幼児 同條第二項第二号の規定による特例施設型給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）の合計額から同條第四項において準用する同法第二十七條第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

⑫ 家庭的保育事業等を行う者が、

る額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）の合計額

二 子ども・子育て支援法第二十八條第一項第二号に規定する特別利用保育を受けた幼児 同條第二項第二号の規定による特例施設型給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）の合計額から同條第四項において準用する同法第二十七條第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

⑫ 家庭的保育事業等を行う者が、

次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該家庭的保育事業等を行う者に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該家庭的保育事業等による保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第二項の規定により当該家庭的保育事業等による保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該家庭的保育事業等を行う者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一 子ども・子育て支援法第二十

次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該家庭的保育事業等を行う者に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該家庭的保育事業等による保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第二項の規定により当該家庭的保育事業等による保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該家庭的保育事業等を行う者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一 子ども・子育て支援法第二十

九条第一項に規定する特定地域型保育（同法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育（次号において「特別利用地域型保育」という。）及び同項第三号に規定する特定利用地域型保育（第三号において「特定利用地域型保育」という。）を除く。）を受けた乳児又は幼児 同法第二十九条第三項第一号に掲げる額から同条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第三十条第二項第一号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）の

九条第一項に規定する特定地域型保育（同法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育（次号において「特別利用地域型保育」という。）及び同項第三号に規定する特定利用地域型保育（第三号において「特定利用地域型保育」という。）を除く。）を受けた乳児又は幼児 同法第二十九条第三項第一号に掲げる額から同条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第三十条第二項第一号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）の

合計額

二 特別利用地域型保育を受けた
幼児 子ども・子育て支援法第
三十条第二項第二号の規定によ
る特例地域型保育給付費の額及
び同号に規定する市町村が定め
る額（当該市町村が定める額が
現に当該特別利用地域型保育に
要した費用の額を超えるときは
、当該現に特別利用地域型保育
に要した費用の額）の合計額か
ら同条第四項において準用する
同法第十九条第五項の規定に
より支払がなされた額を控除し
て得た額（当該支払がなされな
かったときは、当該合計額）

三 特定利用地域型保育を受けた
幼児 子ども・子育て支援法第
三十条第二項第三号の規定によ
る特例地域型保育給付費の額及
び同号に規定する市町村が定め
る額（当該市町村が定める額が
現に当該特定利用地域型保育に

合計額

二 特別利用地域型保育を受けた
幼児 子ども・子育て支援法第
三十条第二項第二号の規定によ
る特例地域型保育給付費の額及
び同号に規定する市町村が定め
る額（当該市町村が定める額が
現に当該特別利用地域型保育に
要した費用の額を超えるときは
、当該現に特別利用地域型保育
に要した費用の額）の合計額か
ら同条第四項において準用する
同法第十九条第五項の規定に
より支払がなされた額を控除し
て得た額（当該支払がなされな
かったときは、当該合計額）

三 特定利用地域型保育を受けた
幼児 子ども・子育て支援法第
三十条第二項第三号の規定によ
る特例地域型保育給付費の額及
び同号に規定する市町村が定め
る額（当該市町村が定める額が
現に当該特定利用地域型保育に

要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）の合計額から同条第四項において準用する同法第二十九条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

第五十六条の二 中核市及び市町村は、次の各号に該当する場合においては、第三十五条第四項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する助産施設及び母子生活支援施設について、その新設（社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人が設置する助産施設及び母子生活支援施設の新設に限る。）修理、改造、拡張又は整備（以下「新設等」という。）に要する費用の四分の三以内を補助することができる。ただし、一の助産施設

要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）の合計額から同条第四項において準用する同法第二十九条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

第五十六条の二 都道府県及び市町村は、次の各号に該当する場合においては、第三十五条第四項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設（保育所を除く。以下この条において同じ。）について、その新設（社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の新設に限る。）修理、改造、拡張又は整備（以下「新設等」という。）に要する費用の四分の三以内を補助することができる。ただし

第五十六条の二 中核市及び市町村は、次の各号に該当する場合においては、第三十五条第四項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設について、その新設（社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の新設に限る。）修理、改造、拡張又は整備（以下「新設等」という。）に要する費用の四分の三以内を補助することができる。ただし、一の児童福祉施設について中核市及び市町村が

第五十六条の二 都道府県及び市町村は、次の各号に該当する場合においては、第三十五条第四項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設について、その新設（社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の新設に限る。）修理、改造、拡張又は整備（以下「新設等」という。）に要する費用の四分の三以内を補助することができる。ただし、一の児童福祉施設について都道府県及び市町

第五十六条の二 都道府県及び市町村は、次の各号に該当する場合においては、第三十五条第四項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設について、その新設（社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の新設に限る。）修理、改造、拡張又は整備（以下「新設等」という。）に要する費用の四分の三以内を補助することができる。ただし、一の児童福祉施設について都道府県及び市町

設及び母子生活支援施設について
中核市及び市町村が補助する金額
の合計額は、当該助産施設及び母
子生活支援施設の新設等に要する
費用の四分の三を超えてはならな
い。

(※自治令百七十四条の四十九の二
第一項第二十三号の規定により助
産施設、母子生活支援施設及び保
育所の新設等のみ補助可)

一 その助産施設及び母子生活支
援施設が、社会福祉法第三十一
条第一項の規定により設立され
た社会福祉法人、日本赤十字社
又は公益社団法人若しくは公益
財団法人の設置するものである
こと。

二 その助産施設及び母子生活支
援施設が主として利用される地
域において、この法律の規定に
基づく障害児入所給付費の支給
、入所させる措置又は助産の実
施若しくは母子保護の実施を必

、一の児童福祉施設について都道
府県及び市町村が補助する金額の
合計額は、当該児童福祉施設の新
設等に要する費用の四分の三を超
えてはならない。

一 その児童福祉施設が、社会福
祉法第三十一条第一項の規定に
より設立された社会福祉法人、
日本赤十字社又は公益社団法人
若しくは公益財団法人の設置す
るものであること。

二 その児童福祉施設が主として
利用される地域において、この
法律の規定に基づく障害児入所
給付費の支給、入所させる措置
又は助産の実施若しくは母子保
護の実施を必要とする児童、そ

補助する金額の合計額は、当該児
童福祉施設の新設等に要する費用
の四分の三を超えてはならない。

(※自治令百七十四条の四十九の二
第一項第二十三号の規定により助
産施設、母子生活支援施設及び保
育所の新設等のみ補助可)

一 その児童福祉施設が、社会福
祉法第三十一条第一項の規定に
より設立された社会福祉法人、
日本赤十字社又は公益社団法人
若しくは公益財団法人の設置す
るものであること。

二 その児童福祉施設が主として
利用される地域において、この
法律の規定に基づく障害児入所
給付費の支給、入所させる措置
又は保育の実施等を必要とする
児童、その保護者又は妊産婦の
分布状況からみて、同種の児童

村が補助する金額の合計額は、当
該児童福祉施設の新設等に要する
費用の四分の三を超えてはならな
い。

一 その児童福祉施設が、社会福
祉法第三十一条第一項の規定に
より設立された社会福祉法人、
日本赤十字社又は公益社団法人
若しくは公益財団法人の設置す
るものであること。

二 その児童福祉施設が主として
利用される地域において、この
法律の規定に基づく障害児入所
給付費の支給、入所させる措置
又は保育の実施等を必要とする
児童、その保護者又は妊産婦の
分布状況からみて、同種の児童

要とする児童、その保護者又は妊産婦の分布状況からみて、助産施設及び母子生活支援施設が必要とされるにかかわらず、その地域に、国、都道府県又は市町村の設置する助産施設及び母子生活支援施設がないか、又はあつてもこれが十分でないこと。

② 前項の規定により、助産施設及び母子生活支援施設に対する補助がなされたときは、厚生労働大臣、中核市の市長及び市町村長は、その補助の目的が有効に達せられることを確保するため、当該助産施設及び母子生活支援施設に対して、第四十六条及び第五十八条第一項に規定するもののほか、次に掲げる権限を有する。

一 その助産施設及び母子生活支援施設の予算が、補助の効果をあげるために不相当であると認めるときは、その予算について

の保護者又は妊産婦の分布状況からみて、同種の児童福祉施設が必要とされるにかかわらず、その地域に、国、都道府県又は市町村の設置する同種の児童福祉施設がないか、又はあつてもこれが十分でないこと。

② 前項の規定により、児童福祉施設に対する補助がなされたときは、厚生労働大臣、都道府県知事及び市町村長は、その補助の目的が有効に達せられることを確保するため、当該児童福祉施設に対して、第四十六条及び第五十八条第一項に規定するもののほか、次に掲げる権限を有する。

一 その児童福祉施設の予算が、補助の効果をあげるために不相当であると認めるときは、その予算について必要な変更をすべき旨を指示すること。

福祉施設が必要とされるにかかわらず、その地域に、国、都道府県又は市町村の設置する同種の児童福祉施設がないか、又はあつてもこれが十分でないこと。

② 前項の規定により、児童福祉施設に対する補助がなされたときは、厚生労働大臣、中核市の市長及び市町村長は、その補助の目的が有効に達せられることを確保するため、当該児童福祉施設に対して、第四十六条及び第五十八条に規定するもののほか、次に掲げる権限を有する。

一 その児童福祉施設の予算が、補助の効果をあげるために不相当であると認めるときは、その予算について必要な変更をすべき旨を指示すること。

福祉施設が必要とされるにかかわらず、その地域に、国、都道府県又は市町村の設置する同種の児童福祉施設がないか、又はあつてもこれが十分でないこと。

② 前項の規定により、児童福祉施設に対する補助がなされたときは、厚生労働大臣、都道府県知事及び市町村長は、その補助の目的が有効に達せられることを確保するため、当該児童福祉施設に対して、第四十六条及び第五十八条に規定するもののほか、次に掲げる権限を有する。

一 その児童福祉施設の予算が、補助の効果をあげるために不相当であると認めるときは、その予算について必要な変更をすべき旨を指示すること。

必要な変更をすべき旨を指示すること。

二 その助産施設及び母子生活支援施設の職員が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示すること。

③ 国庫は、第一項の規定により都道府県が障害児入所施設又は児童発達支援センターについて補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

(※自治令百七十四条の四十九の二
第一項第二十三号の規定により助産施設、母子生活支援施設及び保育所の新設等のみ補助可のため、
空振り規定)

第五十六条の四の二 市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があるとき、当該市

二 その児童福祉施設の職員が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示すること。

③ 国庫は、第一項の規定により都道府県が障害児入所施設又は児童発達支援センターについて補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

第五十六条の四の二 市町村は、保

育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があるとき、当該市

二 その児童福祉施設の職員が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示すること。

③ 国庫は、第一項の規定により都道府県が障害児入所施設又は児童発達支援センターについて補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

(新設)
(※自治令百七十四条の四十九の二
第一項第二十三号の規定により助産施設、母子生活支援施設及び保育所の新設等のみ補助可のため、
空振り規定)

(新設)

二 その児童福祉施設の職員が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示すること。

③ 国庫は、第一項の規定により都道府県が障害児入所施設又は児童発達支援センターについて補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

(新設)

町村における保育所及び幼保連携型認定こども園（次項第一号及び第二号並びに次条第二項において「保育所等」という。）の整備に関する計画（以下「市町村整備計画」という。）を作成することができる。

② 市町村整備計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 保育提供区域（市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ。）ごとの当該保育提供区域における保育所等の整備に関する目標及び計画期間

二 前号の目標を達成するために必要な保育所等を整備する事業に関する事項

三 その他厚生労働省令で定める

町村における保育所及び幼保連携型認定こども園（次項第一号及び第二号並びに次条第二項において「保育所等」という。）の整備に関する計画（以下「市町村整備計画」という。）を作成することができる。

② 市町村整備計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 保育提供区域（市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ。）ごとの当該保育提供区域における保育所等の整備に関する目標及び計画期間

二 前号の目標を達成するために必要な保育所等を整備する事業に関する事項

三 その他厚生労働省令で定める

事項

③ 市町村整備計画は、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものでなければならぬ。

④ 市町村は、市町村整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、次条第一項の規定により当該市町村整備計画を厚生労働大臣に提出する場合を除き、遅滞なく、都道府県にその写しを送付しなければならない。

(※自治令百七十四条の四十九の二第一項第二十四号の規定により中核市に下りない事務)

第五十六条の四の三 市町村は、次項の交付金を充てて市町村整備計画に基づく事業又は事務(同項において「事業等」という。)の実施をしようとするときは、当該市町村整備計画を、当該市町村の属

事項

③ 市町村整備計画は、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものでなければならぬ。

④ 市町村は、市町村整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、次条第一項の規定により当該市町村整備計画を厚生労働大臣に提出する場合を除き、遅滞なく、都道府県にその写しを送付しなければならない。

第五十六条の四の三 市町村は、次項の交付金を充てて市町村整備計画に基づく事業又は事務(同項において「事業等」という。)の実施をしようとするときは、当該市町村整備計画を、当該市町村の属

(新設)

(新設)

する都道府県の知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(※自治令百七十四條の四十九の二第一項第二十五号の規定により中核市に下りない事務)

- ② 国は、市町村に対し、前項の規定により提出された市町村整備計画に基づき事業等（国、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所等に係るものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、保育所等の整備の状況その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。
- ③ 前二項に定めるもののほか、前項の交付金の交付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十六條の七 市町村は、必要に応じ、公有財産（地方自治法第二百三十八條第一項に規定する公有

する都道府県の知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

② 国は、市町村に対し、前項の規定により提出された市町村整備計画に基づき事業等（国、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所等に係るものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、保育所等の整備の状況その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

- ③ 前二項に定めるもののほか、前項の交付金の交付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十六條の七 市町村は、必要に応じ、公有財産（地方自治法第二百三十八條第一項に規定する公有

第五十六條の七 保育の実施への需要が増大している市町村は、公有財産（地方自治法第二百三十八條

第五十六條の七 保育の実施への需要が増大している市町村は、公有財産（地方自治法第二百三十八條

財産をいう。次項において同じ。

（）の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、**保育の利用**に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

② 市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

③ 国及び都道府県は、前二項の市町村の措置に関し、必要な支援を行うものとする。

※自治令百七十四条の四十九の二
第一項第二十七号の規定により中
核市に下りない事務)

財産をいう。次項において同じ。

（）の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、**保育の利用**に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

② 市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

③ 国及び都道府県は、前二項の市町村の措置に関し、必要な支援を行うものとする。

※自治令百七十四条の四十九の二
第一項第二十五号の規定により中
核市に下りない事務)

第一項に規定する公有財産をいう

（）の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、**保育の実施**に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

② 国及び都道府県は、前項の市町村の措置に関し、必要な支援を行うものとする。

第一項に規定する公有財産をいう

（）の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、**保育の実施**に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

② 国及び都道府県は、前項の市町村の措置に関し、必要な支援を行うものとする。

第五十六条の八 市町村長は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携型保育所（次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に保育及び子育て支援事業（以下この条において「保育等」という。）を行う保育所をいう。以下この条において同じ。）の運営を継続かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの（法人に限る。）を、その申請により、公私連携型保育所の設置及び運営を目的とする法人（以下この条において「公私連携型保育法人」という。）として指定することができる。

② 市町村長は、前項の規定による指定（第十一项において単に「指

第五十六条の八 市町村長は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携型保育所（次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に保育及び子育て支援事業（以下この条において「保育等」という。）を行う保育所をいう。以下この条において同じ。）の運営を継続かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの（法人に限る。）を、その申請により、公私連携型保育所の設置及び運営を目的とする法人（以下この条において「公私連携型保育法人」という。）として指定することができる。

② 市町村長は、前項の規定による指定（第十一项において単に「指

第五十六条の八 保育の実施への需要が増大している市町村（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において「特定市町村」という。）は、保育の実施の事業及び主務省令で定める子育て支援事業その他児童の保育に関する事業であつて特定市町村が必要と認めるものの供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

② 特定市町村は、前項の計画（以下「市町村保育計画」という。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

③ 特定市町村は、市町村保育計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に提出しなければならない。

第五十六条の八 保育の実施への需要が増大している市町村（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において「特定市町村」という。）は、保育の実施の事業及び主務省令で定める子育て支援事業その他児童の保育に関する事業であつて特定市町村が必要と認めるものの供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

② 特定市町村は、前項の計画（以下「市町村保育計画」という。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

③ 特定市町村は、市町村保育計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に提出しなければならない。

定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする法人と、次に掲げる事項を定めた協定(以下この条において単に「協定」という。)を締結しなければならない。

一 協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地

二 公私連携型保育所における保育等に関する基本的事項

三 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項

四 協定の有効期間

五 協定に違反した場合の措置

六 その他公私連携型保育所の設置及び運営に関する必要な事項

③ 公私連携保育法人は、第三十五条第四項の規定にかかわらず、中核市の市長に届け出ることにより、公私連携型保育所を設置することができる。

④ 市町村長は、公私連携保育法人

定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする法人と、次に掲げる事項を定めた協定(以下この条において単に「協定」という。)を締結しなければならない。

一 協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地

二 公私連携型保育所における保育等に関する基本的事項

三 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項

四 協定の有効期間

五 協定に違反した場合の措置

六 その他公私連携型保育所の設置及び運営に関する必要な事項

③ 公私連携保育法人は、第三十五条第四項の規定にかかわらず、市町村長を経由し、都道府県知事に届け出ることにより、公私連携型保育所を設置することができる。

④ 市町村長は、公私連携保育法人

④ 特定市町村は、おおむね一年に一回、市町村保育計画に定められた事業の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

⑤ 特定市町村は、市町村保育計画の作成及び市町村保育計画に定められた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、保育所の設置者、家庭的保育者、子育て支援事業を行う者その他の関係者に対し調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

④ 特定市町村は、おおむね一年に一回、市町村保育計画に定められた事業の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

⑤ 特定市町村は、市町村保育計画の作成及び市町村保育計画に定められた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、保育所の設置者、家庭的保育者、子育て支援事業を行う者その他の関係者に対し調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

が前項の規定による届出をした際に、当該公私連携保育法人が協定に基づき公私連携型保育所における保育等を行うために設備の整備を必要とする場合には、当該協定に定めるところにより、当該公私連携保育法人に対し、当該設備を無償又は時価よりも低い対価で貸し付け、又は譲渡するものとする。

⑤ 前項の規定は、地方自治法第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。

⑥…公私連携保育法人は、第三十五条第十二項の規定による廃止又は休止の承認の申請を行おうとするときは、市町村長を経由して行わなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請に係る事項に關し意見を付すことができる。

⑦ 市町村長は、公私連携型保育所

が前項の規定による届出をした際に、当該公私連携保育法人が協定に基づき公私連携型保育所における保育等を行うために設備の整備を必要とする場合には、当該協定に定めるところにより、当該公私連携保育法人に対し、当該設備を無償又は時価よりも低い対価で貸し付け、又は譲渡するものとする。

⑤ 前項の規定は、地方自治法第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。

⑥ 公私連携保育法人は、第三十五条第十二項の規定による廃止又は休止の承認の申請を行おうとするときは、市町村長を経由して行わなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請に係る事項に關し意見を付すことができる。

⑦ 市町村長は、公私連携型保育所

の運営を適切にさせるため、必要
があるとき、公私連携
保育法人若しくは公私連携型保育
所の長に対して、必要な報告を求
め、又は当該職員に、関係者に対
して質問させ、若しくはその施設
に立ち入り、設備、帳簿書類その
他の物件を検査させることができ
る。

⑧ 第十八条の十六第二項及び第三
項の規定は、前項の場合について
準用する。

⑨ 第七項の規定により、公私連携
保育法人若しくは公私連携型保育
所の長に対し報告を求め、又は当
該職員に、関係者に対し質問させ
、若しくは公私連携型保育所に立
入検査をさせた市町村長は、当該
公私連携型保育所につき、第四十
六条第三項又は第四項の規定によ
る処分が行われる必要があると認
めるときは、理由を付して、その
旨を中核市の市長に通知しなければ

の運営を適切にさせるため、必要
があるとき、公私連携
保育法人若しくは公私連携型保育
所の長に対して、必要な報告を求
め、又は当該職員に、関係者に対
して質問させ、若しくはその施設
に立ち入り、設備、帳簿書類その
他の物件を検査させることができ
る。

⑧ 第十八条の十六第二項及び第三
項の規定は、前項の場合について
準用する。

⑨ 第七項の規定により、公私連携
保育法人若しくは公私連携型保育
所の長に対し報告を求め、又は当
該職員に、関係者に対し質問させ
、若しくは公私連携型保育所に立
入検査をさせた市町村長は、当該
公私連携型保育所につき、第四十
六条第三項又は第四項の規定によ
る処分が行われる必要があると認
めるときは、理由を付して、その
旨を都道府県知事に通知しなければ

ばならない。

(※空振り規定)

⑩ 市町村長は、公私連携型保育所が正当な理由なく協定に従って保育等を行っていないと認めるときは、公私連携保育法人に対し、協定に従って保育等を行うことを勧告することができる。

⑪ 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携保育法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。

⑫ 公私連携保育法人は、前項の規定による指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私連携型保育所について、第三十五条第十二項の規定による廃止の承認を中核市の市長に申請しなければならぬ。

⑬ 公私連携保育法人は、前項の規定による廃止の承認の申請をしたときは、当該申請の日前一月以内に保育等を受けていた者であつて

ばならない。

⑩ 市町村長は、公私連携型保育所が正当な理由なく協定に従って保育等を行っていないと認めるときは、公私連携保育法人に対し、協定に従って保育等を行うことを勧告することができる。

⑪ 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携保育法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。

⑫ 公私連携保育法人は、前項の規定による指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私連携型保育所について、第三十五条第十二項の規定による廃止の承認を都道府県知事に申請しなければならぬ。

⑬ 公私連携保育法人は、前項の規定による廃止の承認の申請をしたときは、当該申請の日前一月以内に保育等を受けていた者であつて

、当該廃止の日以後においても引き続き当該保育等に相当する保育等の提供を希望する者に対し、必要な保育等が継続的に提供されるよう、他の保育所及び認定こども園その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第五十八条 第三十五条第四項の規定により設置した助産施設、母子生活支援施設又は保育所が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、中核市の市長は、同項の認可を取り消すことができる。

(※自治令百七十四条の四十九の二第一項第十八号の規定により助産施設、母子生活支援施設及び保育所に係る事務のみ中核市に下りる。)

② 第三十四条の十五第二項の規定

、当該廃止の日以後においても引き続き当該保育等に相当する保育等の提供を希望する者に対し、必要な保育等が継続的に提供されるよう、他の保育所及び認定こども園その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第五十八条 第三十五条第四項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、都道府県知事は、同項の認可を取り消すことができる。

第五十八条 第三十五条第四項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、中核市の市長は、同項の認可を取り消すことができる。

(※自治令百七十四条の四十九の二第一項第二十二号の規定により助産施設、母子生活支援施設及び保育所に係る事務のみ中核市に下りる。)

第五十八条 第三十五条第四項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、都道府県知事は、同項の認可を取り消すことができる。

により開始した家庭的保育事業等が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、市町村長は、同項の認可を取り消すことができる。

第五十九条 中核市の市長は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第六条の三第九項から第十二項まで、第三十六条、第三十八条又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五条第三項の届出若しくは認定こども園法第十六条の届出をしていないもの又は第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可若しくは認定こども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの（前条の規定により助産施設、母子生活支援施設若しくは保育所若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は

第五十九条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第六条の三第九項から第十二項まで若しくは第三十六条から第四十四条まで（第三十九条の二を除く。）に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五条第三項の届出若しくは認定こども園法第十六条の届出をしていないもの又は第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可若しくは認定こども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの（前条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども

第五十九条 中核市の市長は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第三十六条から第四十四条までの各条に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五条第三項の届出をしていないもの又は同条第四項の認可を受けていないもの（前条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせるこ

第五十九条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第三十六条から第四十四条までの各条に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五条第三項の届出をしていないもの又は同条第四項の認可を受けていないもの（前条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせるこ

は認定こども園法第二十一条第一

項の規定により幼保連携型認定こ

ども園の認可を取り消されたもの

を含む。)については、その施設

の設置者若しくは管理者に対し、

必要と認める事項の報告を求め、

又は当該職員をして、その事務所

若しくは施設に立ち入り、その施

設の設備若しくは運営について必

要な調査若しくは質問をさせるこ

とができる。この場合においては

、その身分を証明する証票を携帯

させなければならない。

② 第十八条の十六第三項の規定は

、前項の場合について準用する。

③ 中核市の市長は、児童の福祉の

ため必要があると認めるときは、

第一項に規定する施設の設置者に

対し、その施設の設備又は運営の

改善その他の勧告をすることがで

きる。

④ 中核市の市長は、前項の勧告を

も園法第二十一条第一項の規定に

より幼保連携型認定こども園の認

可を取り消されたものを含む。)に

ついては、その施設の設置者若

しくは管理者に対し、必要と認め

る事項の報告を求め、又は当該職

員をして、その事務所若しくは施

設に立ち入り、その施設の設備若

しくは運営について必要な調査若

しくは質問をさせることができる

。この場合においては、その身分

を証明する証票を携帯させなけれ

ばならない。

② 第十八条の十六第三項の規定は

、前項の場合について準用する。

③ 都道府県知事は、児童の福祉の

ため必要があると認めるときは、

第一項に規定する施設の設置者に

対し、その施設の設備又は運営の

改善その他の勧告をすることがで

きる。

④ 都道府県知事は、前項の勧告を

受けた施設の設置者とその勧告に

とができる。この場合においては

、その身分を証明する証票を携帯

させなければならない。

② 第十八条の十六第三項の規定は

、前項の場合について準用する。

③ 中核市の市長は、児童の福祉の

ため必要があると認めるときは、

第一項に規定する施設の設置者に

対し、その施設の設備又は運営の

改善その他の勧告をすることがで

きる。

④ 中核市の市長は、前項の勧告を

受けた施設の設置者とその勧告に

とができる。この場合においては

、その身分を証明する証票を携帯

させなければならない。

② 第十八条の十六第三項の規定は

、前項の場合について準用する。

③ 都道府県知事は、児童の福祉の

ため必要があると認めるときは、

第一項に規定する施設の設置者に

対し、その施設の設備又は運営の

改善その他の勧告をすることがで

きる。

④ 都道府県知事は、前項の勧告を

受けた施設の設置者とその勧告に

従わなかったときは、その旨を公表することができる。

⑤ 中核市の市長は、第一項に規定する施設について、児童の福祉のため必要があると認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

⑥ 中核市の市長は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで前項の命令をすることができる。

⑦ 中核市の市長は、第三項の勧告又は第五項の命令をした場合には、その旨を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。

(※本条第七項は空振り規定)

(※自治令第七十四条の四十九の二第一項第二十八号により、本条に規定する事務のうち助産施設、

従わなかったときは、その旨を公表することができる。

⑤ 都道府県知事は、第一項に規定する施設について、児童の福祉のため必要があると認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

⑥ 都道府県知事は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで前項の命令をすることができる。

⑦ 都道府県知事は、第三項の勧告又は第五項の命令をした場合には、その旨を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。

従わなかったときは、その旨を公表することができる。

⑤ 中核市の市長は、第一項に規定する施設について、児童の福祉のため必要があると認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

⑥ 中核市の市長は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで前項の命令をすることができる。

⑦ 中核市の市長は、第三項の勧告又は第五項の命令をした場合には、その旨を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。

(※本条第七項は空振り規定)

(※自治令第七十四条の四十九の二第一項第二十二号により、本条に規定する事務のうち助産施設、

従わなかったときは、その旨を公表することができる。

⑤ 都道府県知事は、第一項に規定する施設について、児童の福祉のため必要があると認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

⑥ 都道府県知事は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで前項の命令をすることができる。

⑦ 都道府県知事は、第三項の勧告又は第五項の命令をした場合には、その旨を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。

母子生活支援施設及び保育所に係る事務のみ中核市に下りる。）

第五十九条の二 第六条の三第九項から第十二項までに規定する業務又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第七条第一項の認可を受けていないもの（第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第二十一条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認

母子生活支援施設及び保育所に係る事務のみ中核市に下りる。）

第五十九条の二 第六条の三第九項から第十二項までに規定する業務又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第七条第一項の認可を受けていないもの（第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第二十一条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認

母子生活支援施設及び保育所に係る事務のみ中核市に下りる。）

第五十九条の二 第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて第三十五条第四項の認可を受けていないもの（第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（同条の規定により児童福祉施設の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消の日）から一月以内に、次に掲げる事項を中核市の市長に届け出なければならぬ。

第五十九条の二 第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて第三十五条第四項の認可を受けていないもの（第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（同条の規定により児童福祉施設の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消の日）から一月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

定こども園法第二十二條第一項の

規定により幼保連携型認定こども

園の認可を取り消された施設にあ

つては、当該認可の取消しの日

から一月以内に、次に掲げる事項

を中核市の市長に届け出なければ

ならない。

一 施設の名称及び所在地

二 設置者の氏名及び住所又は名

称及び所在地

三 建物その他の設備の規模及び

構造

四 事業を開始した年月日

五 施設の管理者の氏名及び住所

六 その他厚生労働省令で定める

事項

② 前項に規定する施設の設置者は

、同項の規定により届け出た事項

のうち厚生労働省令で定めるもの

に変更を生じたときは、変更の日

から一月以内に、その旨を中核市

の市長に届け出なければならない

。その事業を廃止し、又は休止し

定こども園法第二十二條第一項の

規定により幼保連携型認定こども

園の認可を取り消された施設にあ

つては、当該認可の取消しの日

から一月以内に、次に掲げる事項

を都道府県知事に届け出なければ

ならない。

一 施設の名称及び所在地

二 設置者の氏名及び住所又は名

称及び所在地

三 建物その他の設備の規模及び

構造

四 事業を開始した年月日

五 施設の管理者の氏名及び住所

六 その他厚生労働省令で定める

事項

② 前項に規定する施設の設置者は

、同項の規定により届け出た事項

のうち厚生労働省令で定めるもの

に変更を生じたときは、変更の日

から一月以内に、その旨を都道府

県知事に届け出なければならない

。その事業を廃止し、又は休止し

定こども園法第二十二條第一項の

規定により幼保連携型認定こども

園の認可を取り消された施設にあ

つては、当該認可の取消しの日

から一月以内に、次に掲げる事項

を中核市の市長に届け出なければ

ならない。

一 施設の名称及び所在地

二 設置者の氏名及び住所又は名

称及び所在地

三 建物その他の設備の規模及び

構造

四 事業を開始した年月日

五 施設の管理者の氏名及び住所

六 その他厚生労働省令で定める

事項

② 前項に規定する施設の設置者は

、同項の規定により届け出た事項

のうち厚生労働省令で定めるもの

に変更を生じたときは、変更の日

から一月以内に、その旨を中核市

の市長に届け出なければならない

。その事業を廃止し、又は休止し

定こども園法第二十二條第一項の

規定により幼保連携型認定こども

園の認可を取り消された施設にあ

つては、当該認可の取消しの日

から一月以内に、次に掲げる事項

を都道府県知事に届け出なければ

ならない。

一 施設の名称及び所在地

二 設置者の氏名及び住所又は名

称及び所在地

三 建物その他の設備の規模及び

構造

四 事業を開始した年月日

五 施設の管理者の氏名及び住所

六 その他厚生労働省令で定める

事項

② 前項に規定する施設の設置者は

、同項の規定により届け出た事項

のうち厚生労働省令で定めるもの

に変更を生じたときは、変更の日

から一月以内に、その旨を都道府

県知事に届け出なければならない

。その事業を廃止し、又は休止し

<p>たときも、同様とする。</p> <p>③ <u>中核市の市長</u>は、前二項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。</p> <p>(※空振り規定)</p>	<p>たときも、同様とする。</p> <p>③ <u>都道府県知事</u>は、前二項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。</p>	<p>たときも、同様とする。</p> <p>③ <u>中核市の市長</u>は、前二項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。</p> <p>(※空振り規定)</p>	<p>たときも、同様とする。</p> <p>③ <u>都道府県知事</u>は、前二項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。</p>
--	--	--	--

○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）

<p>地方自治法施行令第七十四条の四十九の二第二項の規定による読替後 （整備法第六条による改正後）</p>	<p>地方自治法施行令第七十四条の四十九の二第二項の規定による読替前 （整備法第六条による改正後）</p>	<p>地方自治法施行令第七十四条の四十九の二第二項の規定による読替後 （整備法第六条による改正後）</p>	<p>地方自治法施行令第七十四条の四十九の二第二項の規定による読替前 （整備法第六条による改正前）</p>
<p>（改正無しのため省略）</p>	<p>（改正無しのため省略）</p>	<p>第五条 法第十八条の六第一号の指定保育士養成施設（以下「指定保育士養成施設」という。）の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する学校又は施設について行うものとする。</p> <p>② 指定保育士養成施設の指定を受けようとする学校又は施設の設置者は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を、設置者が中核市である場合は厚生労働大臣に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）その他の者（中核市を除く。）である場合は当該学校又は施設の所在地の中核市の市長を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、設置</p>	<p>第五条 法第十八条の六第一号の指定保育士養成施設（以下「指定保育士養成施設」という。）の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する学校又は施設について行うものとする。</p> <p>② 指定保育士養成施設の指定を受けようとする学校又は施設の設置者は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を、設置者が都道府県である場合は厚生労働大臣に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、設置者が法人（地方公</p>

者が法人（地方公共団体を除く。）であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添えなければならぬ。

- ③ 指定保育士養成施設の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項のうち厚生労働省令で定めるものを変更しようとするときは、設置者が中核市である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者（中核市を除く。）である場合は当該学校又は施設の所在地の中核市の市長を経て厚生労働大臣に申請し、その承認を得なければならない。

- ④ 指定保育士養成施設の設置者は、第二項に規定する申請書の記載事項のうち厚生労働省令で定めるものに変更が生じたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、設置者が中核市である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者（中核市を除く。）である場合は

共団体を除く。）であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添えなければならない。

- ③ 指定保育士養成施設の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項のうち厚生労働省令で定めるものを変更しようとするときは、設置者が都道府県である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に申請し、その承認を得なければならない。

- ④ 指定保育士養成施設の設置者は、第二項に規定する申請書の記載事項のうち厚生労働省令で定めるものに変更が生じたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、設置者が都道府県である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施

は当該学校又は施設の所在地の中核市の市長を経て厚生労働大臣に届け出なければならない。

- ⑤ 指定保育士養成施設の長は、毎学年開始後三月以内に、厚生労働省令で定める事項を、当該指定保育士養成施設の設置者が中核市である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者（中核市を除く。）である場合は当該学校又は施設の所在地の中核市の市長を経て厚生労働大臣に報告しなければならない。

- ⑥ 厚生労働大臣は、指定保育士養成施設につき、第一項の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に該当しなくなつたと認めるとき、若しくは法第十八条の七第一項に規定する指導に従わないとき、又は次項の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

- ⑦ 指定保育士養成施設の設置者は

設の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に届け出なければならない。

- ⑤ 指定保育士養成施設の長は、毎学年開始後三月以内に、厚生労働省令で定める事項を、当該指定保育士養成施設の設置者が都道府県である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に報告しなければならない。

- ⑥ 厚生労働大臣は、指定保育士養成施設につき、第一項の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に該当しなくなつたと認めるとき、若しくは法第十八条の七第一項に規定する指導に従わないとき、又は次項の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

- ⑦ 指定保育士養成施設の設置者は

		<p>、指定の取消しを求めようとするときは、学年の開始月二月前までに、厚生労働省令で定める事項を、当該指定保育士養成施設の設置者が中核市である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者（中核市を除く。）である場合は当該学校又は施設の所在地の中核市の市長を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>第三十八条 <u>中核市の市長</u>は、当該職員をして、一年に一回以上、国以外の者の設置する助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）が法第四十五条第一項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを实地につき検査させなければならない。</p>	<p>、指定の取消しを求めようとするときは、学年の開始月二月前までに、厚生労働省令で定める事項を、当該指定保育士養成施設の設置者が都道府県である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>第三十八条 <u>都道府県知事</u>は、当該職員をして、一年に一回以上、国以外の者の設置する児童福祉施設が法第四十五条第一項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを实地につき検査させなければならない。</p>

(改正無しのため省略)

(改正無しのため省略)